

旧日本銀行新潟支店長役宅の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきました。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟絵屋・新潟ビルサービス特定共同企業体
評価対象の期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 利用時間等	○	
2 適正な人員配置	○	
3 設備・備品の貸出	◎	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	◎	

2.事業(自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 目的にあつたサービス提供	◎	
2 適正な人員配置	○	
3 情報提供・接遇	◎	
4 利用者数等	◎	
5 サービスの向上	◎	
6 苦情等への対応	◎	
7 緊急体制・対応	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 建物保守管理等	○	
2 個人情報保護	○	
3 備品等の管理	○	
4 清掃・警備等	○	
5 修繕	○	
6 環境配慮	○	
7 再委託	○	
8 災害等への対応	○	
9 関係団体、地域との連絡調整	◎	
10 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市中央区役所地域課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	
2 事業見直し	○	
3 利用者増等	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

指定管理者は、当該施設の位置付けをよく理解しながら、管理運営に当たっています。施設の維持管理も充分になされ、来館者を増やす努力もしています。また、自主財源を活用して実施する自主事業を拡充しており、好評です。施設の魅力を引き出す管理運営は、施設独自の個性を形成させつつあり、指定管理者として優良と評価できます。

※1 各評価項目ごとに「○」「△」「×」の4段階で評価

- :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアーできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「○」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 中央区役所地域課 文化・スポーツ係 025-223-7041(直通)